



G. A. コンサルタンツ株式会社
有料職業紹介事業許可番号／27-ユ-302254

返戻金制度について

＜返戻金制度に関する事項＞

当社の紹介により就職した者が入社3ヶ月以内に本人の都合又は責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 入社後1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 80% |
| 2. 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 50% |

但し、雇用契約の終了が、雇用契約と労働条件の内容が著しく相違することに起因する場合、又は各種労働関連法令等に違反したことを理由とする場合は、紹介手数料は返還しません。

申込金、送り出し本国手続き費用は返還しません。